

1. 工事名称

飲料水兼用耐震性貯水槽新設工事

2. 工事概要

飲料水兼用耐震性貯水槽新設工事

飲料水兼用耐震性貯水槽	地上式	40m ³	1基
流出入管 (HPPE φ150)			1式
場内砕石舗装			1式
フェンス		31.3m	
両開戸 (W2.0m)			1組
応急給水栓			1組

3. 工事の範囲

本工事の範囲を前項 2. 工事概要及び別紙「設計図書」に示す。

4. 前項 3. 2 「共通仕様書」を補足する事項

項目番号は「水道工事標準仕様書」及び「岐阜県共通仕様書」に従う。

1 総則

1. 1. 4 疑義の解釈

設計図書において疑義のある場合、入札者は入札前に文書で質問し、これを確認すること。契約後は原則として甲の指示に従う。

1. 1. 5 書類の提出

「岐阜県共通仕様書」による。

1. 1. 8 工事実績情報の作成・登録

コリンズへの登録

1. 1. 12 現場代理人

現場代理人は、工事現場に常駐し

- (1) 甲の指示に従い工事現場の取締り、工事に関するいっさいの事項を処理する。尚各現場ごとに必ず担当者を配し、それぞれ処理させると共に甲の主催する工程会議に必ず出席する。
- (2) 甲と密接な連絡をとり、工事の円滑、迅速な進行を計る。
- (3) 「提出書類一覧表」の書類と、その他必要な書類の作成に従事する専任の職員を配置する。

現場代理人及び主任技術者は別の者を選任し、町が不相当と認めた場合は、請負人は直ちに適任者と交代させ工事に支障をきたさないように処理する。

1. 1. 16 請負人（以下乙）の費用負担

- (1) 設計図書に明記されていないもので、維持管理上、工事施工上当然必要とするもの
- (2) 第三者に与えた補償費及び手戻り工事に要する費用
- (3) 工場製作等により検査を行う費用
- (4) 現場事務所用地、材料置場等の役務費用

1. 1. 25 保証期間

- (1) 給水開始後 2 年間

1. 1. 26 契約変更

契約変更の必要が生じたとき、乙は甲の指示により

- (1) 変更数量内訳書-----金抜設計書変更後に記入
- (2) 数量計算書-----原設計数量計算書は貸与
- (3) 設計図-----原設計に赤書き及び原図を修正したものを提出する事。
変更金額は甲の方法による。

1. 1. 27 軽微な変更

軽微な変更が生じたときは、岐阜県建設工事事務処理要項に基づき、甲の処理に基づき実施する。ただし、飲料水兼用耐震性貯水槽に関連するものは、飲料水兼用耐震性貯水槽 特記仕様書の定めによる。

1. 2 安全管理

- (1) 乙は、工事現場に工事名、工期、事業主体及び工事施工者の住所、氏名等の標示板を建てなければならない。(工事に係る所定の標示板が定められている場合はその基準による。)
- (2) 乙は、当該工事において工種及び規模による関係法令等に基づいた所定の安全管理に関する手続きをし、工事用資材等の輸送、工事箇所及び周辺部に対する安全計画又は防災計画を立てて、監督員に提出し、該当箇所については適切な措置を講じなければならない。
- (3) 乙は、隣接して、又は同一場所において別途工事と競合する場合は相互に協議して紛争を起こさない様措置しなければならない。

1. 2. 6 現場の整理整頓

- (1) 乙は、作業を行わない時は道路上に機械器具、土砂等を放置してはならない。
- (2) 工事に伴い田畑、水路等に飛散した土砂については、すみやかに処理すること

1. 3 工事用設備等

1. 3. 1 現場詰所及び材料置場等

- (1) 請負者は現場事務所を設け電話等を設備し、常に町との連絡を密にするため、係員を常駐させるものとする。

1. 4 工事施工

1. 4. 2 事前調査

- (1) 工事着工前に必ず測点を復旧し、これの控えを設けるものとする。

1. 4. 4 現場付近居住者への説明

乙は、地域の事情を考慮し、工事区間、工事時期を工事に着手する一定期間前までに関係者に説明を行うものとする。

1. 4. 10 工事記録写真

- (1) 施工後明視出来ない箇所の測定、撮影
測定及び写真が不鮮明な場合、再撮影あるいは出来高として認めないこともある。

2. 材料

2. 1. 1 材料の規格

原則として JIS 及び JWVA 規格品並びにこれらの準拠品とする。

メーカー規格等の製品について

日本水道協会の検査を受け、この証明書を提出できるものとする。検査内容は規格品に準拠して検査をできる範囲とする。

従って、弁きょ等準拠する規格のないものについては、社内試験及び町の工事検査を行うものとする。

2. 1. 2 材料の検査

- (1) 材料検査願い(県様式)を提出し、甲の立合いの上、検査を受ける。検査願いには材料名、数量、その他必要事項を必ず記入すること。
- (2) 検査は全数検査とし、工事工程を考慮の上、極力数量をまとめて検査を受けること。

2. 4. 3 本工事に使用するコンクリートの品質は JIS Z 5038 に規定するものとし、岐阜県が指定する生コンクリート製造工場品を使用する。

4. 管布設工事

4. 1. 4 土留工

- (1) 土質が不良等、素掘りでは危険と判断された場合、土留工等適当な対策を講ずるものとする。

4. 1. 6 残土処分

岐阜県建設工事共通仕様書の規定に基づき、適正に処分するものとする。アスファルトガラは、岐阜県が許可した工場で処分するものとし、これを証明できる書類を提出する。

4. 1. 10 管布設工

- (1) 図面に特記なき限りダクタイプ鋼鉄管異形管及びこれに接続する受口、一体化長の中に含まれる継手は、離脱防止性能A級を有するものとする。
- (2) PEP管の直管および異形管の受口は、メカニカル継手部を除き全て融着接合とする。

4. 1. 19 水圧試験

- (1) 管の水圧試験は次の仕様で行う。
管内の圧力を0.75MPa(7.5kgf/cm²)以上の一定圧力に保持し、24時間後の圧力が0.60MPa以上あれば合格とする。
試験結果は測定結果(自記記録)とともに「水圧試験報告書」の様式で提出する。
- (2) 管内充水に必要な費用は請負者の負担とする。

4. 1. 20 埋戻し工

埋戻しは片埋めにならないように注意しながら、均し厚さ30cm以下ごとに十分締固めなければならない。溝内が水浸している場合には、排水完了後でなければ埋戻しを行ってはならない。発生土を流用する場合は、発生土の良質部分を用いること。管下は異物が当たらないよう、ていねいに床均しを行う。管廻りは管上10cmまで保護砂を埋戻すが、締固めは管本体に支障のないよう慎重に締固めること。

4. 1. 31 管明示工

埋設部には埋設標示シート(ガフル巾150mm)を布設するものとする。

管明示テープは、管頂に貼り、胴巻きは4m以下3箇所/本、5mは4箇所/本とする。

5 制水弁等付属設置工事

5. 1 一般事項

- (1) 仕切弁設置位置は、図示無き場合、交差点外設置するものとし、このための切管は極力避けるものとする。
- (2) 消火栓位置は、係員の指示により決定する。

5. 布設に関する資格について

本管布設については、水道配水用ポリエチレン配管施工講習の受講を有した者を1名以上置くこと。(請負業者又は下請業者)

施工計画書提出時に受講証の写しを提出すること。

6. 仮舗装工について

仮舗装工は、施工した分を原則当日中に行うこと。

7. 飲料水兼用耐震性貯水槽の施工について

次ページ以降に示す、飲料水兼用耐震性貯水槽 特記仕様書によること。

8. 週休2日工事等に要する費用の補正について

本工事における工期の大半が、飲料水兼用耐震性貯水槽の製作等に係る期間であり、現場作業の割合が通常の工事に比べて著しく小さいことから、本工事は、週休2日工事など休日に係る労務費及び諸経費の補正対象としない。

飲料水兼用耐震性貯水槽

特 記 仕 様 書

ステンレス製耐震性貯水槽

目 次

第1章 総 則

第1節 一般事項

第2節 共通事項

第2章 耐震性貯水槽本体工

第1節 概 要

第3章 検 査

第1節 材 料 の 検 査

第2節 中 間 ・ 完 成 検 査

第3節 他 事 業 体 の 検 査

第1章 総 則

第1節 一般事項

1.1.1 概 要

本特記仕様は、七宗町「飲料水兼用耐震性貯水槽新設工事」のうち、耐震性貯水槽本体の築造工に適用するものであって、関係法規、一般仕様書、その他特別に定めたもののほかは、すべて本仕様書に準拠し、本町監督員(以下監督員とする)の指示により、施工にあたらなければならない。

1.1.2 法規の適用

本工事に適用する要綱、基準並びに規格は、特に記載しない事項については、下記によること。

・要綱及び基準

- ①消防防災施設整備費補助金交付要綱
- ②二次製品等飲料水兼用耐震性貯水槽地上設置型認定基準
- ③二次製品等飲料水兼用耐震性貯水槽地上設置型試験基準及び判定基準

・規 格

耐震性貯水槽に使用する構造材質は以下の規格に適合するもの、又は、これと同等以上の機械的性質、化学的成分を持つものとする。

- ① 鋼板
JIS G 4304 熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
JIS G 4305 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
JIS G 4321 建築構造用ステンレス鋼材
JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材
- ② 構造用形鋼
JIS G 4317 熱間圧延ステンレス鋼等辺山形鋼
JIS G 4303 ステンレス鋼棒
JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材
- ③ 鋼管
JIS G 3459 配管用ステンレス鋼鋼管
- ④ 溶接材料
JIS Z 3321 溶接用ステンレス鋼棒及びワイヤ
JIS Z 3323 ステンレス鋼アーク溶接用フラックス入りワイヤ
JIS Z 3311 軟鋼用被覆アーク溶接棒

1.1.3 施工適用

(1) 耐震性貯水槽本体築造工

- (ア) 本 体 工 全溶接及び不動態化处理。
- (イ) 付 帯 工 内外タラップ・マンホール・通気口・内部配管等の取付。

1.1.4 施工責務

本工事の施工にあたっては、請負者は、一般仕様書の定めるとおり各関係規則・基準を遵守し、遅滞・施工漏れのないように行う。

また、本仕様書及び設計図書に明記されていなくても、構造体の安全確保及びに設備の目的、機能上または施工上当然必要とするものは、監督員の指示に従って行う。

1.1.5 届出・手続き

本工事に必要な届出・手続き等は請負者が代行し、これに要する費用はすべて請負者の負担とする。

1.1.6 質 疑

工事施工上または製作上、不審の点あるいは設計図・仕様書等に疑義のある場合は、監督員に申し出てその指示に従う。

1.1.7 軽微な変更

工事施工に際し、現場の収まり、もしくは取合上、機材の取付位置、または取付方法等に軽微な変更は監督員の指示によって行う。

この場合において請負金額の増減は行わない。

1.1.8 使用機材

- (1) この工事に使用する機材は、各仕様書および設計書に記載してあるものとし、現場搬入の都度監督員の検査を受け、これに合格したものを使用する。
- (2) JIS に制定されているものはこれに適合し、かつその他の規則の適用を受けるものは、形式承認済みのものを使用する。

1.1.9 提出書類及び図面

請負者は、工事着手前に次の書類及び図面等を監督員に提出し、承諾を受けなければならない。

(1) 書 類

- (ア) 工事主任技術者、工事着手届兼現場代理人届（経歴書を添付すること）
- (イ) 工事工程計画書

(2) 計算書（資材数量、本体強度計算書及び基礎構造計算書）

(3) 図 面

- (ア) 各種製作図（工場並びに現場製作品）
- (イ) 各種配管、据付施工図面
- (ウ) その他監督員の指示する図面

(4) 出荷から現場における施工要領書

1.1.10 施工中の点検または立会い

この工事施工に際し、築造後容易に点検できない配管その他の施工箇所は、原則としてその課程において監督員の点検または立会いを求めなければならない。

1.1.11 検査及び試験

本工事で特に必要と認めたものは、監督員立会いの検査及び試験を行う。

1.1.12 工事用の水及び電力

工事用の水、電力等の仮設物は、請負者において手続きの上施工し、これに要する一切の費用は請負者の負担とする。

1.1.13 工事に関する報告

請負者は、工事の進行、労務者の就業、機材の搬入、天候等の状況を示す工事日報を作成すること。また、月間及び週間工程表についても形式、内容を監督員と協議し、作成すること。

1.1.14 保証

工事完成引渡し後、1年以内に施工または機材の不良に基づく事故等が発生した場合は、無償で補修または取替えるものとする。

1.1.15 工事写真

工事期間中は監督員の指示により、工事の施工状況及び管理状況、その他の写真を撮りアルバムに整理しておくこと。

1.1.16 完成後の提出書類

工事施工後、監督員の指示により以下の書類を提出する。

- (ア) 完成図 サイズ・部数は協議の上決定
- (イ) 工事写真、完成写真 部数は協議の上決定
- (ウ) 材料証明書

1.1.17 安全対策

本工事の施工にあたっては、労働安全衛生規制を遵守し、就業者に対して常にこれを徹底させると共に、安全作業に対する十分な施策をなし管理しなければならない。

なお、本工事場所がいずれも道路脇であり、工事車両の出入りのさいは、他の車両等の通行の妨げにならないよう配慮すると共に、安全対策を十分に講じること。

1.1.18 作業時間

作業時間は原則として、午前8時30分から、午後5時までとする。ただし、時間外作業を行う場合は、事前に監督者と協議し許可を受けること。

第2節 共通事項

1.2.1 構造・材料

(1) 本体

(ア) 貯水槽構造は、ステンレス板をベンディングローラーで成形した部材を溶接にて接合し、組立てたものとする。

(イ) 貯水槽本体の材質は、SUS304とする。

(ウ) 貯水槽はステンレス鋼板製の全溶接円筒横型貯槽であり、円筒状の胴板両端に鏡板を取り付けた構造で溶接組立し、下部脚材と基礎をアンカーボルトで固定する。

(2) 付属施設

(ア) 配管材質はSUS製とし、貫通部は溶接する。

(イ) 内外タラップ、内部配管等はSUS304とする。

1.2.2 施工

(1) ステンレス部材

(ア) 貯水槽の組立は、傷が付かない様入念に行うと共に、真円度及び長さの確認をする。

(イ) ステンレス溶接部は不動態化处理（酸洗：ラスノン等）を行う。

(ウ) 貯水槽の据付は、クレーン等の吊り込み重機にて行うが、現場状況を確認し検討した上で、重機の配置及び能力を選定する。

第2章 耐震性貯水槽本体工

第1節 概 要

本工事の構造は、ステンレス鋼製飲料水兼用耐震性貯水槽とするもので、コンクリート基礎上に設置する。

(1) 構造形式

ステンレス鋼製単体部材をTIG溶接及びMAG溶接により、組立てる。

溶接作業者は、原則としてJIS Z 3821あるいはJIS Z 3841の試験に合格した者でなければならない。

(2) 形状寸法

容 積	40 m ³
寸 法	φ2600×8500 L
板 厚	胴板厚 12.0 mm 鏡板厚 12.0 mm (ED)
設計圧力	0.74 MPa
試験圧力	1.23 MPa
その他	設計図による。

(3) 許容差

外 径	±0.5%
真円度	1% (自重によるたわみは除く)
板 厚	+15%、-8%
長 さ	+5%、-0% (鏡先端より鏡先端までの長さ)
管	JIS G 3459 による。
水平度	全長の0.3%

(4) 耐 震

地震係数	Kh=0.6	Kv=±0.3
------	--------	---------

(5) 製 品 検 査

貯水槽本体溶接部は、工場でX線透過写真検査をする。(JIS Z 3106の2類以上を合格とし、撮影箇所は長手継手溶接継手の全長の20%に相当する部分を撮影)

第3章 検 査

第1節 材 料 の 検 査

- (1) 材料はすべて、工事現場へ搬入直後、検査願書を提出の上、監督員の検査を受けるものとする。
- (2) 監督員が必要と認めた場合、又は工作物仕上げなどの都合上、止むを得ない場合は、搬入以前に監督員の検査を受けるものとする。
- (3) 搬入材料が見本品と異なり、又は JIS・JWWA 等合格品であっても不良品と認めた場合は、直ちに優良品と交換し、監督員の承諾を得なければならない。

第2節 中 間 ・ 完 成 検 査

中間・完成検査は、本町工事検査員が設計書、工事記録写真、竣工図(中間検査の場合は除く)、工事関係書類により検査するものとする。

この場合、請負者は検査に必要な器具を用意し、係員を配置しなければならない。また、検査のため必要と認めたときは開削、又は破損試験等を命ずることもあるが請負者はこれを拒むことはできない。

なお、これに要する費用は、すべて請負者の負担とする。

第3節 他 事 業 体 の 検 査

官公庁および電力会社等の検査を必要とするときは、予め監督員の承諾を受けてすべての手続きを代行するものとする。